



平成 31 年 3 月 20 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

**多様性・対話・共生が未来を開く 平和なまち「くにたち」  
「国立市人権を尊重し多様性を認め合う  
平和なまちづくり基本条例」を  
4 月 1 日より施行します**

市では、“すべての人を社会的な孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合い共に生きる”という「ソーシャル・インクルージョン」を理念として、市のあらゆる施策の根幹となる基本条例をつくりました。

本条例の制定過程において、条例骨子案については、パブリックコメント(意見公募)で139件のご意見を、素案については、市長とのタウンミーティングを4回実施し、パブリックコメントで143件のご意見をいただきました。

本条例に基づき、市のあらゆる分野における施策のさらなる推進を図るとともに、市、市民、事業者等が一体となったまちづくりの実現をめざします。また、地域のなかで、さまざまな人と人とがつながり支え合うための取組を進めていきます。

本条例について、市内外を問わず多くの方々に知っていただきたいので、ぜひ、貴媒体での取材・掲載方、お願いいたします。

## 記

### 1. 本条例の特徴

- 市の基本条例として位置づけます。市のあらゆる条例・計画等の考え方の根幹となる条例です。
- 一人ひとりの人権を尊重するために、互いの多様性を認め合うことが平和なまちづくりにつながるとの考えから、条例の名称に「人権」「多様性」「平和」を謳<sup>うた</sup>っています。



- “すべての人が社会の一員として包み支え合い共に生きる” という「ソーシャル・インクルージョン」(※)を理念としています。  
※「国立市議会基本条例」においても明記されています。
- 不当な差別および暴力の禁止を規定しています。「人権侵害を許さない」という市の姿勢を強く示しています。
- 市長の使命を規定しています。市長は、市の施策を決定する際には、「ソーシャル・インクルージョン」の理念の下、人権・平和のまちづくりの推進を基礎として判断します。
- 「国立市人権と平和のまちづくり」審議会を設置します。学識経験者、人権と平和に関する団体の代表者など、市民から成る審議会を設置します。
- 条例の理念を具現化するための「基本方針」を市民と共に定めます。基本方針を審議するなかで、人権救済のための仕組みについても検討を行います。
- 市民の人権・平和意識や不当な差別等の実態に関する調査を実施します。実態調査の結果は、市の施策に反映します。

問い合わせ

国立市政策経営部  
市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係  
TEL：042-576-2111（内線 229、256）